

温暖化政策で **ビジネスと生活が変わる** 第5回

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 足立治郎

環境税 4 — 各省庁の動向と政治の役割

環境税に関し、平成22(2011)年度税制改正大綱に「平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進める」と明記されており、各省庁・与党の動きが活発化している。

環境省は8月末、今年環境税案を示した。昨年案(本連載8/5号参照)と比べ、全化石燃料に課税する点は同じだが、昨年案と異なり税率を示していない。よって税収額が不明だが、エネルギー起源CO₂排出抑制対策に全額充て、エネルギー対策特別会計(以降、エネ特会)を活用し、経産大臣と環境大臣が管理するとした。温暖化対策に優先的に充てるが特定財源とはしない、とした昨年案とは変化した。さらに環境省は、今年もガソリンに上乗せ課税とされている。ガソリン課税が5円/ℓ下がりCO₂排出増を招くとの批判を受けた昨年案とは異なり、ガソリン税の現行負担水準を維持するものとなった。

経産省は税制改正要望において温暖化対策のための化石燃料課税(石油石炭税)強化の検討を掲げた。税収増分は、エネルギー起源CO₂排出抑制対策に確実に充当する方向で検討し、受益と負担の明確化を図る観点から、エネ特会を活用する、とした。

2003年に経産省は、石油税を石油石炭税に衣替えし、石炭と天然ガスへの増税を実施した。さらに、05年・05年と段階的にその税率を引き上げてきている。経産省の提案は、こうしたこれまでの路線の延長線上にある、と言える。

03年の石油石炭税創設の際、石油石炭税を財源とするエネ特会^{※1}に環境省も共管に加わった。環境省と経産省の要望を見ると、石油石炭税を増税する形で環境税を導入し、それをエネ特会に組み込み共同で管理し、二省庁の温暖化対策予算を増やそうと共同歩調をとっていると見られる。国内排出量取引制度は、環境省と経産省で制度案が異なるが、環境税はほぼ同じ方向を向いているように思われる。

また農水省は地球温暖化対策税創設の場合、税収使途に農山漁村でのバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギー対策や、森林吸収源対策及び木材利用拡大対策等を位置づけることを要望している。

国交省は、地球温暖化対策のための税において、貨物流通の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便増進事業等に供される燃料等に係る課税減免および税収の活用を要望している。

また総務省は大臣が記者会見で、温暖化対策に自治体も相当大きな金額を使っており、国と地方で環境税の税収をどういうふうに分けるかの議論が必要、としている。総務省は11月2日、「環境自動車税(仮称)に関する基本的な考え方」を公表し、自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税(これらは、自動車燃料への税でなく、自動車取得及び保有への税)を一本化し、CO₂排出量と税額が連動する仕組みとすることを提起した。

財務省の態度は明確でないが財政健全化の観点から、他省庁と異なる見解も有す、と見られる^{※2}。

本連載で環境税は制度設計によっては、経済・雇用、生活・低所得者に負の影響を与えうることを述べた。そのため導入に際しては、それら観点からの制度的工夫を十分に行った上で、納税者に十分な説明を行うことが、政策担当者の責務である。

各省庁の要望は、主に各省庁の担う課題に環境税を活用する観点から出されており、環境・経済・社会鼎立の観点から諸課題に総合的に対応する案とはなっていない。政治のリーダーシップが問われている。

環境税導入に際しては、本来、現政権の制度案を示した上で、広く納税者から意見を聞き、修正するプロセスを経ることが納税者への責務ではないか、と考える。温暖化対策の緊急性からそうしたプロセスを経ずに導入を決める場合は、最低限、雇用・低所得者対策や税収の効率的活用の観点^{※3}も含めた制度的工夫と納税者への十分な説明が要請されよう。

※1=正確には、2003年当時は、エネ特会の前身の石油特会。2007年に石油特会と電源特会が統合し、エネ特会となった

※2=なお、各省庁・企業等の動向・資料は、当センター発行のCarbon Policy Express(購読無料、月1回配信、JACSESウェブサイトより登録可能)も参照ください

※3=非効率な温暖化対策予算増加も懸念され、各省庁要望の精査・取捨選択も要請される。環境省・経産省が志向するエネ特会への環境税の組み入れは、事業仕分け等で特別会計の課題が明らかになっている中、慎重な検討が必要である